

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領

秋田県森林組合連合会

第一 目的

本実施要領は、秋田県森林組合連合会（以下「本会」という）が平成26年8月7日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「会員認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1. 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2. 本実施要領に基づく認定は、県森連の会員を対象とするが、会員と密接な関係にある員外事業者についても、会員の推薦があったときは、会員に準じて認定を行い、その他会員とする。

第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書の提出

1. 本実施要領に基づく認定を受けようとする会員は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書」を本会へ提出しなければならない。

2. 認定を受けた事業者は、下記に定める認定手数料を速やかに納めなければならない。

認定手数料 森林組合 無料 その他会員 20,000円

再認定手数料 森林組合 無料 その他会員 10,000円

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができるとしている。
- 3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員の認定要件

会員が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)と分別して保管することができる場所を有していること。
- ② 入出荷、加工・保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。
(帳票管理)
- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。
(責任者の選任)
- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。
(GHG関連情報の管理等)
- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 会員認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定する会員(以下「認定会員」という。)に対して、別記3で定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号(GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。当会では「秋森合認○○号G」とする。)、認定年月日を公表するものとする。
- 2 会員認定書の有効期間は認定の日から3年間以内とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定会員は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に会員認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員は、別記5で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

本会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定会員は本会から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(更新の認定を行う年度を除く)、書類検査を実施することとする。

第十 認定会員の取り消し

- 1 本会は、認定会員が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、会員名簿を本会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 団体が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定会員が認定会員の要件に適合しなくなったとき
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記6で定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

附則 この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：(別途：適宜作成)
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：(別添1)
- 5 その他（注）

注：その他には、資格（ISO, JAS等）を持っていれば記入して下さい。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 4 分別管理及び書類管理の方針
- 5 その他（注）

注：その他には、資格（I S O, J A S等）を持っていれば記入して下さい。

【別記2ア】 (会員認定申請書(継続・GHG有)の様式(例))

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書(継続)

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

認定番号 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注: その他には、資格(ISO, JAS等)を持っていれば記入して下さい。

【別記2イ】 (会員認定申請書(継続・GHG無)の様式(例))

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書(継続)

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

認定番号 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注: その他には、資格(ISO, JAS等)を持っていれば記入して下さい。

【別添 1-1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○事業者

令和 年月日作成

本方針書は、秋田県森林組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年10月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名のもしくは役職）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製成品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添1-2】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

○○事業者

令和 年月日作成

本方針書は、秋田県森林組合連合会 が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年10月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名もしくは役職）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、(4)に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載

量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

- ・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・出入荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記3ア】(事業者認定書の様式(GHG有))

会員認定書

令和 年 月 日

殿

秋田県森林組合連合会

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書（継続）について、本会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号：秋森合認〇〇号G

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3イ】(事業者認定書の様式(GHG無))

会員認定書

令和 年 月 日

森林組合 殿

秋田県森林組合連合会

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書（継続）について、本会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：秋森合認〇〇号

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出ください。

【別記4】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式(例)
※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合）

番 号
令和 年月日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○○○○ 殿 (販売先)

○○○○○○○○
秋森合認○○号G

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上

輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記5】(間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式(例))

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 4月 1日 ~ 令和 年 3月 31日
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づき合法性等の証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
5. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
6. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木(原料) 入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³

【別記6】(認定取消通知書の様式)

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る会員認定の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

秋田県森林組合連合会

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由 :